



介護保険料の値上げはやめて！第8期荒川区高齢者プラン

来年度から3年間を計画期間とする「第8期荒川区高齢者プラン」策定にむけて、区では作業を進めています。

介護保険料の値上げは・・・

現在の区民の状況を把握したうえで決定すべきです。コロナ経済危機で荒川区民は苦境に立たされています。コロナの影響で収入減少が見込まれる場合、介護保険料の減免ができますが、8月末の時点で申請者数は372名、決定が142名とのこと。保険料の値上げには耐えられないのではないのでしょうか。介護保険準備基金だけでなく、一般財源を投入してでも対応すべき。また、低所得者への減額制度を拡充し継続することも要望しました。



介護離職は介護保険スタート時の2倍に

2000年から開始された介護保険制度は当初、家族介護負担軽減が期待されましたが、実際はどうだったのでしょうか。介護離職がキーワードになりますが、内閣府の高齢社会白書や厚生労働省の雇用動向調査によると、介護離職は介護保険スタート時の2倍(!)に増えています。家族の負担が軽減されていないことの現れです。介護をしながら仕事を続けることは非常に負担がかかります。介護離職の理由は様々ですが、離職後の再就職は非常に難しい状況があります。

区が実施したアンケートでは残念なことに「介護離職」について区民の声を聞いていません。まずは区内の介護離職状況について調査し、介護をする現役世代の支えになる施策をしてほしい。現役世代に向けた積極的な介護関連の情報発信も必要ではないでしょうか。

介護保険関連の改悪に区としてもNo!

現在介護保険の要介護1、2の生活援助の保険外しやケアプランの有料化など、介護保険関連の改悪が示されています。しかも厚生労働省の「省令改正」で介護保険改悪をすすめるようとしているとの報道もありました。生活援助の時間短縮はすでに実施されています。

介護する家族は50%以上が「独居」と「老夫婦世帯」で高齢者だけの世帯です。要介護になった1人暮らしは生活援

～ 区民、区内事業者の声 ～

第8期高齢者プラン策定のためのアンケート調査から (2019年荒川区実施)

- 次々と介護サービスが減らされ続けている。そんなにやりたくないのであれば介護保険制度を廃止にしたほうが良い。
- ショートステイをもっと利用できるよう利用料を下げしてほしい。
- 要介護2で助かっていたが、今年急に要支援になってしまったので困っている。

共産党区議団の介護事業所緊急アンケートから

- (荒川区の) 応援対策給付金が受け取れてありがたい
- 申請手続きから給付までに時間がかかりすぎ
- すべてにおいて提出する書類が多すぎるので、介護の現場終了後に作成する。何もかも大変
- 介護保険の認定が厳しく、他の自治体より軽く出る傾向があると感じている
- 介護報酬については簡素化し、基本報酬を上げ、加算項目を減らしてほしい。取りにくい加算は業務を煩雑にしている。

助が不可欠です。現在の世帯状況をかんがみ、区として必要なサービス時間を確保するよう要望しました。

介護現場処遇改善で介護体制を守って

区のアンケート調査では、介護サービス従事者からの回答率は21.7%と低く、事業者からの行政に対する要望には「書類作成が多く日々書類作成に追われている。もっと簡素化してほしい。」とのご意見があり、介護に事務作業に追われる状況が見られます。公益財団法人「介護労働安定センター」が公表した介護労働実態調査でも介護現場の人手不足が2019年、過去最悪の水準となったことがわかりました。

低すぎる介護報酬が職員確保と定着を妨げているのは明らかです。

介護現場で働く方々の処遇改善は、介護体制を保つためにも急務です。



認知症予防普及啓発事業の一環でライトアップされたあらかわ遊園 ご覧になりましたか



祝☆敬老の日 100歳以上の荒川区民は121人



9月21日は敬老の日、おめでとうございます。

75才以上の人口は、全国で1,798万人(14.2%)、東京都163万人(12.3%)。100才以上は、全国で80,450人。最高齢は117才(福岡市・女性)です。75才以上の荒川区民は26,076

人です。100才以上の方が121人(女性101人・男性20人)です。女性が圧倒的に多いですね。西尾久と東尾久には100歳以上の方が24人いらっしゃいます。



毎年行っていた荒川区主催の「長寿慶祝の会」がコロナの影響で中止となってしまい残念でした。ご高齢も方々が安心して住み続けられる荒川区であるように、区議団一丸となって頑張ります！

ながらスマホ防止条例には、まず区民の意見を

運転中の「ながらスマホ」による交通事故が増加傾向にあるなか、道路交通法が改正され、2019年12月1日から、運転中の「ながらスマホ」などに対する罰則が強化されたのは記憶に新しいかと思います。

「荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例」が自民党、公明党から提出され、9月14日の福社区民委員会で審査が行われました。

日本共産党は「提出された条例に罰則規定はないものの、ながらスマホを行ってはならないと区民などの行動を規制する条例を検討するにあたっては、まずは区民へ周知

し、意見を聞くべき。今回結論を出すのではなく、継続審議を。」と提案しましたが、残念ながら受け入れられませんでした。日本共産党は現時点で賛成はしませんでした。

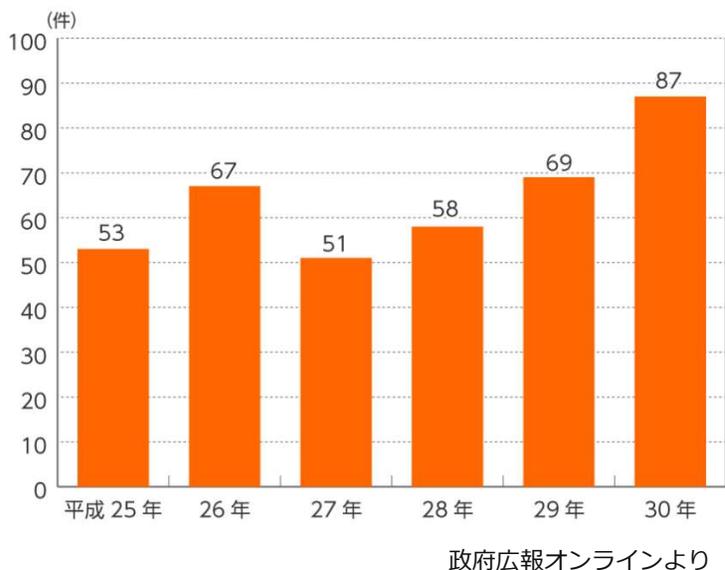
ながらスマホをなくす取り組み自体は大切です。重大事故も起きています。ルールを守り、安全な街にしたいというのは共通の思いです。納得して自覚的に取り組めるよう、知恵を出しあいたいと思います。



<条例審議での提案者の答弁>

- 地図アプリなどの画面を見ながら、メール、ライン、インターネット、通話準備の作業をしながらは「×」ダメ。
- 時間をちらっと見る、通話しながら、通行の邪魔にならないところで立ち止まって確認などは「○」よい。
- 道路交通法では中止は何秒といった規定はなく、現場の警察官任せになっている。
- 紙の地図を見ながらも、できたら控えていただきたい。
- 特別の事情(障がい者が情報ツールとして使う、緊急性を要する場合など)は対象外
- 駅構内は鉄道事業者の責任で条例対象外
- イヤホンで音楽を聴きながらは条例の対象外
- 外国人へは様々なツールを使って周知
- 放置自転車啓発指導員や青パトなどで注意する体制や警察との協力をすすめる

自転車運転者(第1当事者)の携帯電話使用等に起因する交通事故の発生状況(平成25年度以降)



定例☆法律相談

日時: 10月16日(金) 18:30~20:00

会場: 北村あや子事務所 TEL&FAX: 03-3894-6668

くらし・仕事のお悩み...

ひとりで悩まず、ご相談ください。弁護士と北村が相談をお受けします。

お急ぎの場合は法律事務所の相談日などをご案内します。

生活相談は随時受け付けています。困ったときにはいつでもどうぞ。

